

○洞爺湖芸術館あり方検討委員会設置要綱

令和6年2月1日

教育委員会訓令第1号

(設置)

第1条 洞爺湖芸術館（以下「芸術館」という。）の所蔵作品の適切な保存管理及び普及並びにその他管理運営、今後の活用に関するあり方について意見を聴取するため、洞爺湖芸術館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 芸術館の活動の検証に関すること。
- (2) 芸術館の活用方針に関すること。
- (3) 芸術館の所蔵作品及び管理運営に関すること。
- (4) 芸術館の施設に関すること。
- (5) その他、芸術館に関し必要な事項。

(組織及び委員の委嘱)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから7人以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 町内に在住する有識者
- (2) 洞爺湖芸術館友の会
- (3) 各種団体の代表者または推薦者
- (4) 一般公募による者
- (5) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育長は、速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から審議が終了したときまでとする。

- 2 第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するため、専門的な知識又は経験を有するものとする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。